

資料1（p.1関連） 歩いて楽しいまちづくりとしてのこれまでの取組

< T D M 施策 >

- ◊ 「『歩くまち・京都』交通まちづくりプラン」の策定（15年6月）
TDM（交通需要管理）施策の指針として策定
- ◊ 嵐山における交通対策（13年度～社会実験、15年度～施策化）
長辻通、嵯峨街道の一方通行化、嵐山観光駐車場の原則バス専用化等
- ◊ 東山における交通社会実験（16年度～）
五条坂の車両通行禁止（バス、タクシーを除く）
路上駐停車の抑制（東大路通）、シャトルバス（京都駅～五条坂）の運行
- ◊ パーク＆ライド（14年度～）
嵐山、東山の交通対策と合わせて実施
くいな橋、丹波口、三条口、長岡京駅周辺に駐車場を確保
大津市営駐車場とも連携
- ◊ 交通バリアフリー全体構想の策定（14年10月）
14の「重点整備地区」と、地区ごとの「基本構想」策定時期を決定
⑯桂地区、山科地区、⑰烏丸地区、向島地区、⑯嵯峨嵐山地区、京都地区
- ◊ LRT等の新しい公共交通システムに関する検討（14年度～）
17年8月 検討結果公表、11月 シンポジウム開催

< 歩いて暮らせるまちづくり >

- ◊ 職住共存地区のまちづくりに関心を持つ地域住民や事業者、市民等の有志により、「歩いて暮らせるまちづくり推進会議」を設立（12年7月）
- ◊ 同会議において、「歩いて暮らせるまちづくり」について、各々の立場から検討を行い
毎年「まちなかを歩く日」を行うなど、主体的に様々な取組の実施
- ◊ 職住共存地区における取組の促進及び本地区での取組成果の全市的な普及を図るため
「歩いて暮らせるまちづくり構想」を策定（14年5月）

< その他 >

- ◊ 四条通など幹線道路沿道のにぎわい創出に向けた主体的な取組の支援
- ◊ 職住共存地区整備ガイドプランに基づくパートナーシップによるまちづくりの推進
職住共存地区の「いきいき元気な交流都心・新たな京町家街の創造」に向けたパートナーシップ型まちづくりを展開するため、職住共存地区整備ガイドプランを策定（10年4月）し、住民・企業・行政の協働によるまちづくり事業の展開を図っている。

(1) 地域協働型地区計画の策定

地域住民自らが地域の課題を考え、地域の将来像の共有化を図り、その実現のためのルールづくりとして「地域協働型地区計画」の策定に取り組んでいる。

第1号として、修徳元学区地区地区計画を策定（13年4月）し、続いて、本能元学区地区地区計画を策定（14年8月）した。現在、明倫学区において地区計画策定に向け取り組んでいる。

(2) 本能元学区コミュニティ助成事業

財団法人 自治総合センターのコミュニティ助成事業（宝くじによる財源）を活用し、本能元学区の夏まつりの実施による住民交流の促進を支援した。

◇ 御池通における新たにぎわいの創出及び更なる景観の向上

御池通を更に京都のシンボルロードとしてふさわしいものにすることを目指し、次の取組を進めてきた。

(1) 御池通シンボルロード整備事業（8年～15年）

「みち・にわ・ふたい」をキーワードに、御池通の街路整備及びアート空間創生事業を実施した。

(2) 御池沿道関係者協議会の設置（14年10月）

地域住民、沿道事業者、商工会議所、学識経験者及び行政で構成する「御池沿道関係者協議会」を設置し、協議を重ね、今後取り組むべき方策について「最終とりまとめ」として提言を受けた（16年8月）。

(3) 御池通沿道特別商業地区建築条例の施行（16年7月）

1階の一定の割合をにぎわい用途とし、一定の風俗営業等を禁じる御池通沿道特別商業地区建築条例を施行した。

(4) 「御池通シンボルロード活性化ガイド」及び「御池通界わい今昔マップ」の発行

御池通の目標像及び魅力を伝えるために「御池通シンボルロード活性化ガイド」（16年12月）及び「御池通界わい今昔マップ」（17年12月）を発行した。

(5) 御池通の沿道事業者を中心としたイルミネーションやライトアップ

御池通の新たにぎわいの創出として、沿道事業者を中心とした経済界等の主導によりルミネーションやライトアップによる光の演出が実施されている。

（実施事業者：ニチコン、アーバネックス、ゼスト御池、京都ホテルオークラ）

◇ 京町家の保全・再生の推進

(1) これまでの取組（「京町家再生プラン」【12年5月策定】の推進）

- ・ 京都市景観・まちづくりセンターにおける居住者・所有者に対するきめ細やかなセミナーや町家の活用支援、専門家派遣等
- ・ 京町家の伝統的なデザインを残した新築や改築を可能とする本市独自の条例の制定（京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例）【14年10月】

- ・ 京町家を賃貸住宅として再生しようとする事業者を支援する「京町家再生賃貸住宅制度」の創設【16年10月】

(2) 京町家まちづくりファンド

市民・企業等から広く資金を集め、良好な町並み景観を形成する京町家の改修助成等の事業に活用するため、(財) 京都市景観・まちづくりセンターに創設(18年度からモデル事業開始予定)。改修した京町家は景観重要建造物の指定につなげていく予定。

- ・ 設立年月日：平成17年9月30日
- ・ 設立当初の資産額：8,000万円
- ・ 寄附金：594万円(11月30日現在)

※ 17年度中には、民都機構の支援を受け1億5,000万円となる予定

(3) 景観重要建造物の指定

17年12月に策定した「京都市景観計画」に基づき、京町家等の伝統的な建造物を、現状変更の規制、相続税の適正評価や建築基準法の規制の一部緩和の適用がある「景観重要建造物」に指定し、保全に努めていく。17年度中にまず全国に先駆け3件を指定した。

資料2（p 2関連） 研究会の要綱

歩いて楽しいまち推進のための交通等施策研究会要綱

平成17年9月27日総合企画局長決定

（設置）

第1条 「歩くまち・京都」の実現に向け、職住共存地区（重点地区）における交通等の施策を研究するため、歩いて楽しいまち推進のための交通等施策研究会（以下「研究会」という。）を置く。

（構成）

第2条 研究会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総合企画局政策推進室企画部長
- (2) 都市計画局都市企画部担当部長
- (3) 総合企画局政策推進室政策企画課長
- (4) 環境局地球環境政策部地球温暖化対策課長
- (5) 文化市民局市民生活部地域づくり推進課担当課長
- (6) 産業観光局商工部商業振興課長
- (7) 都市計画局都市企画部都市づくり推進課長
- (8) 都市計画局都市企画部都市計画課長
- (9) 都市計画局都市企画部交通政策課担当課長
- (10) 建設局管理部監理検査課担当課長
- (11) 建設局道路部道路管理課長
- (12) 建設局道路部道路維持課長
- (13) 建設局道路部放置車両対策課長
- (14) 中京区役所区民部まちづくり推進課長
- (15) 下京区役所区民部まちづくり推進課長
- (16) 交通局企画総務部企画課長
- (17) 前各号に掲げる者のほか、次条の座長が必要と認める本市関係職員

（座長及び副座長）

第3条 研究会に座長及び副座長を置く。

2 座長は総合企画局政策推進室企画部長とし、副座長は都市計画局都市企画部担当部長とする。

3 座長は、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 研究会の会議は、座長が必要と認めるとき、隨時招集する。

2 座長は、必要と認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第5条 研究会の庶務は、総合企画局政策推進室政策企画課において行う。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

資料3（p 3関連） 研究会の検討テーマ

第1回 研究会（平成17年10月12日（水））

- 1 研究会の設置について
- 2 今後の予定について
- 3 議事
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 問題点の抽出
 - (3) その他

第2回 研究会（平成17年11月22日（火））

- 議事
 - (1) 歩いて楽しいまち推進のためのまちづくり事業体系について
 - (2) 既往の交通実態調査について
 - (3) 南北細街路の評価について
 - (4) 細街路における交通実態調査について
 - (5) 四条通・河原町通における施策オプションについて
 - (6) 四条・河原町における交通実態調査について
 - (7) 国内事例の収集状況について

第3回 研究会（平成18年1月13日（金））

- 議事
 - (1) 研究会報告書（案）「都心部の歩いて楽しいまち推進のための交通等施策について」
 - (2) その他

第4回 研究会（平成18年3月23日（木））

- 議事
 - (1) 研究会報告書（案）「都心部の歩いて楽しいまち推進のための交通等施策について」
 - (2) その他